

普通為替（日本郵政公社が発行した普通為替のお取扱い）

商 品 名	普通為替
受 取 方 法	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で普通為替証書と引換えに現金を受け取ることができます。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。
特 殊 扱 い	払渡済否の調査：為替金をお受取人にお支払したかどうか確認することができます。
料 金	特殊扱いの料金 払渡済否の調査 ・普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合：140円 ・電信により貯金事務センターへ照会する場合：300円 料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。
そ の 他	普通為替証書の有効期間は、発行日から6か月です。 普通為替証書を紛失、汚染又はき損したとき、普通為替証書の有効期間が経過したときは、普通為替証書は再発行せず、ご請求により為替金に相当する現金をお支払いたします。 有効期間経過後、3年間為替金の払戻しのご請求がない場合は、為替金に関する差出人及び受取人の権利は消滅します。 普通為替証書は、お受取人を指定している場合には、他の銀行その他当行所定の金融機関以外の者に譲り渡すことができません。 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。

平成19年10月1日現在